

一関地区広域行政組合介護保険料徴収職員に関する規則

平成21年10月26日

一関地区広域行政組合規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）に規定する介護保険料その他の徴収金の徴収又は滞納処分を執行する職員（以下「徴収職員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(権限の委任及び徴収職員証)

第2条 管理者は、職員の中から徴収職員を任命し、次に掲げる事務を委任し、その身分を証する証票として介護保険料徴収職員証（別記様式。以下「徴収職員証」という。）を交付するものとする。

- (1) 介護保険料の徴収に関すること。
- (2) 介護保険料の滞納処分に関すること。
- (3) 介護保険料の賦課徴収に関する質問又は検査に関すること。

2 徴収職員証を亡失し、又は破損したときは、直ちに理由を付して管理者に届け出るとともに、再交付を受けなければならない。

3 異動その他の理由により徴収職員が当該職務から離れたときには、直ちに徴収職員証を管理者に返還しなければならない。

(徴収職員証の携帯)

第3条 徴収職員は、前条第1項各号の事務を行う場合には、徴収職員証を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第2条関係）

（表）

第	号	介護保険料徴収職員証
写 真	所 属	職 員 名
	生年月日	
年	月	日交付
		一関地区広域行政組合管理者 印

（裏）

- 1 本証は、介護保険料の賦課徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 徴収職員でなくなったときは、直ちに返還しなければならない。